

分担金・拠出金の名称		国際海底機構分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	92,610千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国際海底機構 (ISA)	分担金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 1994年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立された国際海底機構 (ISA) は、国連海洋法条約が「人類の共同の財産」と規定した深海底 (すべての沿岸国の大陸棚の外側にあっていずれの国の管轄権も及ばない海底及びその下) の鉱物資源の管理を主たる目的とし、国連海洋法条約及び同条約第11部の実施協定の規定に従って、深海底における活動を組織し及び管理することを任務としており、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。 (2) 拠出に当たっての成果目標 日本の見解や立場を各種関連国会においてインプットするとともに、人的貢献及び財政的貢献を果たすことで、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献し、海における法の支配の促進に寄与することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・1994年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立されたISAは、国連海洋法条約が「人類の共同の財産」と規定した深海底 (すべての沿岸国の大陸棚の外側にあっていずれの国の管轄権も及ばない海底及びその下) の鉱物資源の管理を主たる目的とし、国連海洋法条約及び同条約第11部の実施協定の規定に従って、深海底における活動を組織し及び管理することを任務としている。 ・これまで、ISAは、3種類の深海底鉱物資源の探査規則を採択 (マンガン団塊:2000年採択、海底熱水鉱床:2010年採択、コバルトリッチクラスト:2012年採択) し、この規則に従い、日本のコントラクター2者を含む計27件の探査契約が締結され、コントラクターが探査活動を実施している。また、2015年7月には探査契約延長規則が採択され、15年の探査契約の期限が満了したコントラクターは、同延長規則に基づき継続して探査活動を実施している。 ・現在、ISAでは探査の次の段階である開発を行うために必要となる開発規則の採択を優先課題としており、2016年7月には同規則案のパブリックコメントが募集されたほか、2017年1月には開発に伴って必要となる環境規則案が公開されており、深海底鉱物資源開発の国際法規形成及び発展に向けた積極的な取組が行われている。 ・なお、ISAの取組の成果については、ホームページで広く一般に向けて発信されている。 ・持続可能な開発目標 (SDG14) に関して、「能力構築を通じた海洋の科学的調査における女性の役割の向上」を目標として掲げ、コントラクターによる研修やインターンシップ等が発展途上国出身の女性を対象に実施されている。また、「優れた深海底研究を行った若手研究者 (注:35歳以下の途上国出身者が対象) に授与される『ISA事務局長賞』の創設を通じた研究成果の普及」が目標と掲げられており、賞創設の必要な手続を経て、2018年7月に最初の授与が行われる予定。 ・ISAは、国連、国際ケーブル保護委員会 (ICPC)、国際水路機関 (IHO)、国際海事機関 (IMO)、太平洋共同体等との間で協力関係を構築している。 ・日本は各種探査規則 (マンガン団塊:2000年採択、海底熱水鉱床:2010年採択、コバルトリッチクラスト:2012年採択、探査契約延長規則:2015年採択。) 及び当該機関が作成中の開発規則案の策定作業に積極的に意見を提出し、深海底鉱物資源開発の国際法規形成及び発展に寄与している。また、日本のコントラクターによる途上国出身の研修員に対する研修機会提供により、途上国に対する能力構築支援に貢献している。 ・2015年7月以降、ISAは、深海底の国際的な制度の実際の運用について全般的かつ系統的な再検討を行っており、2017年2月、最終報告書が発表された。同報告書では同機構の運用に関する19の提案が行われており、今後、総会で議論される予定。なお、同報告書作成にあたっては、加盟国等にアンケート及びコメント募集が実施され、日本もアンケートに回答したほか、コメントの提出を行った。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・毎年、外部監査が実施され、7月に年次財務報告が財政委員会 (注:分担金拠出額第1位である日本は委員のポストを自動的に与えられる。) に提出され、その概要については同月の理事会 (注:日本は理事国) 及び総会においても報告されている。 ・拠出金等の執行状況は7月の財政委員会、理事会及び総会においてISA側から報告されている。なお、同月、年次財務報告が外務本省に提出されている。 ・執行済みの予算に関する会計報告については、7月に外務本省が受領している。 ・会計手法の国際公会計基準 (IPSAS) への移行に向けた準備が行われている。また、財政委員会の指摘を踏まえ、会議費等のコスト削減措置に取り組んでいる。 ・ISA事務局は、予算の執行に当たり可能な限り経費節約措置を講じており、講じた措置については財政委員会に報告している。節約措置により生じた不要額については、次期予算の歳入に計上し、その分が加盟国の分担金額と相殺されることにより、加盟国に還元されている。また、2017-2018年予算から計画予算方式が導入されており、予算の透明性が高まっている。 ・外部監査 (KPMG社) の結果、財務実績及びキャッシュ・フローは適正であると評価されている。 ・日本は理事国として理事会の議論に参加し、ISAの意思決定に参画している。また、財政委員会での議論を通じてISAの組織・財政マネジメント改善に取り組んでいる。例えば、運転資本基金の加盟国のシェアが加盟国に対する債務であるとの意識が事務局内で希薄であったため、運転資本基金が増額される場合、増額分についてのみその時点の分担率に応じて各国のシェア分を徴収する慣行が確立していたが、日本の委員が問題点の指摘を繰り返し行い、2016年の運転資本基金の増額の際には、これまでの慣行を改め、運転資本基金総額について各国が分担率に応じたシェア分を負担する方式を導入させた。この結果、運転資本基金の規模は増額となったものの、その時点の分担率に応じた我が国のシェア分は過去に徴収された金額を下回ることになり、その分が我が国に返還された。				

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・天然資源の乏しい我が国にとり、深海底鉱物資源の探査及び開発に向けた環境整備は極めて重要である。ISAは、国の管轄権の及ばない深海底における鉱物資源の管理を行う唯一の国際機関であり、深海底鉱物資源の探査及び開発を行うためには、ISAから承認を受け、ISAと契約した上で、ISAが採択した規則に基づき活動を実施することが義務づけられているところ、ISAへの拠出は不可欠である。現在、ISAとの契約により、日本のコントラクターである深海資源開発株式会社(DORD)及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の2者が深海底鉱物資源の将来的な開発に向けた探査活動(資源量調査、生産関連技術の検討等)を行っているが、ISAから脱退した場合、日本の深海底鉱物資源の開発は不可能となる。 ・ISAは、深海底鉱物資源の管理を行う唯一の国際機関であり、深海底鉱物資源の探査及び開発に向けた取組みを行っている。国の管轄権の及ばない深海底において鉱物資源の探査及び開発を行うためには、ISAから承認を受け、ISAと契約した上で、ISAが採択した規則に基づき活動を実施することが義務づけられている。 ・日本のコントラクターにとって円滑な探査活動を可能とする各種規則(マンガン団塊:2000年採択、海底熱水鉱床:2010年採択、コバルトリッチクラスト:2012年採択。探査契約延長規則:2015年採択。)が採択されている。また、現在実施されている開発規則案策定作業においても日本の意向を反映させることができている。 ・ISAの事務局長・副事務局長等が2017年に来日している(現事務局長は、副事務局長当時の2016年にも来日。)。日本側の政務レベルやコントラクター等との意見交換を通じ、ISAの課題である開発規則の策定に関する日本側の立場を伝え、ISAの業務に反映させている。 ・上記のとおり、DORD及びJOGMECの2者がISAとの契約により深海底鉱物資源の将来的な開発に向けた探査活動(資源量調査、生産関連技術の検討等)を行っているところ、拠出に見合うだけのメリットは十分ある。 ・日本はISAの設立時からの理事国であるほか、理事会に勧告を行う法律・技術委員会に継続して我が国指名の日本人委員を送り込んでおり、ISAの意思決定に日本の意向を反映する立場を継続的に確保することにより、日本のコントラクターが円滑な探査活動及び将来の開発活動を実施するための環境整備に取り組んでいる。また、2016年11月、ISAが作成中の開発規則案に対してコメントを提出し、同案に日本の意向を反映させるための働きかけを行っている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・ISAにおいては、2017年2月、20年ぶりに日本人職員1名(P3レベル)が採用された。ISAの全職員数(専門職以上)に占める日本人職員(専門職以上)の割合は4.8%である(2017年現在)。ISAにおける内部の意思決定に関わる幹部クラスの日本人職員はいない。 ・日本のISAの分担金分担率は13%であるが、ISAの全職員数(専門職員以上)に占める日本人職員(専門職以上)の割合は4.8%である(2017年現在)。深海底鉱物資源管理という専門的知見を有するとともに、ISA所在地のジャマイカでの勤務を希望する人材の確保が困難であることの反映であるが、引き続き人材発掘に努めることとする。他方、ISAの意思決定は、実質的には理事会及び下部機関である法律・技術委員会並びに財政委員会で行われている。日本はISAの設立以来の理事国であり、また、法律・技術委員会及び財政委員会に継続して我が国指名の日本人委員を送り込んでおり、ISAの意思決定に関与している。 ・日本は、ISAの設立以来、理事国としてISAにおける議論及び意思決定に積極的に関与してきている(直近では、2016年7月の選挙で選出。任期は2017年から2020年の4年間)。また、①各種規則案の作成、コントラクターから提出される業務計画申請や年次報告書の審査等を業務としている法律・技術委員会及び②予算策定を含む財政事項の審議を行う財政委員会に日本人委員を継続して送り込み、各委員会が理事会に行う勧告に日本の意向が反映されている(直近では、2016年7月の選挙で選出。任期は2017年から2021年の5年間)。 ・2017年2月の事務局長訪日の機会等を通じ、日本として積極的に人的貢献を行っていく意向がある旨伝達している。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN:事務局が次年度の事業計画及び予算案を作成する。予算案が財政委員会(注:分担金拠出額第1位である日本は委員のポストを自動的に与えられる。)で審議される。財政委員会による予算案の勧告が理事会(注:日本は理事国)及び総会に対してなされる。理事会での審議を経て、総会で承認される。 DO:日本から分担金が支払われ、案件が実施される。 CHECK:外部監査機関(KPMG社)による収支報告の監査が実施される。 ACT:財政委員会において予算執行状況及び外部監査機関の報告書を評価し、要改善事項があれば財政委員会議長報告として理事会及び総会に問題提起され、改善に向けた議論が行われる。 毎年7月の財政委員会、理事会及び総会の機会を通じて、コスト削減や効率化に向けた要改善事項を提示し、次期会計年度の予算案に反映している。
担当課室名		海洋法室